

豊橋市立章南中学校

いじめ防止基本方針

令和7年4月4日

(最終改定)

令和7年5月20日

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。したがって、いじめられている児童生徒がいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている児童生徒に対しては、その行為を許さず、毅然とした態度で指導していかなくてはなりません。また、どんな小さいじめも見逃さない、許さないという共通認識をもち、日頃から児童生徒の理解に努め、一人ひとりの小さなサインを見逃さず、迅速かつ適切に対応できる体制も整えておかなければなりません。

【いじめの定義】

《法におけるいじめの定義》

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係※1にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響※2を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動、塾、スポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団の中の人的関係を指す。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のみならず、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすること等を意味する。

個々の行為がいじめにあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立ち、悩みを親身になって受け止め、あくまでもいじめられている児童生徒の認識によることに留意します。

ただし、いじめがエスカレートしたり、相談したことに対する仕返しを恐れたりするあまり、いじめられていても本人がそれを否定する場合があることを踏まえ、本人からの訴えだけに限定した対応をしないようにします。

《いじめの態様の例》

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

「いじめの防止等のための基本的な方針」<平成25年10月11日文部科学大臣決定>より

【いじめの理解】

① いじめはどの集団にもどの児童生徒にも起こり得る問題であると捉える

友人関係における双方の力関係のバランスが崩れると、「遊び・ふざけ」が「いじめ」へと変わったり、多くの児童生徒が入れ替わりながらいじめを繰り返したりします。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多く

の者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様、生命又は身体に重大な危険を生じさせることもあります。

② いじめの構造や、児童生徒の人間関係を踏まえた指導を行う

日頃から、学級や部活動等の所属集団に存在する人間関係の序列化やグループ化など、構造上の問題に注視します。その上で、いじめの「加害者」「被害者」という関係だけでなく、「観衆」としてその周りでいじめ行為をはやし立てたりおもしろがったりする者や、「傍観者」として見て見ぬふりをして黙っている者等、いじめの構造的な人間関係にも注意を払っていきます。

いじめを防ぐには、「傍観者」の中から勇気をふるっていじめを抑止する「仲裁者」や、いじめを告発する「相談者」が現れるかどうかがポイントになります。学級・ホームルーム担任が信頼される存在として児童生徒の前に立つことで児童生徒の間から「相談者」や「仲裁者」の出現が可能となります。いじめの傍観者が「仲裁者」や「相談者」に転換するように促す取り組みを、道徳科や学級・ホームルーム活動等において行うことが重要です。

③ 常に重大事態を想定して指導にあたる

いじめは大人の目が届きにくいところで行われていることが多いことから、いじめが発見、認知されたときには、すでに重大な事態に至っている可能性があることを十分に理解した上で対処します。

④ 教職員が確かな人権感覚を備え、偏見や差別的言動に対して迅速に指導にあたる

性的指向※1 や性自認※2 で悩みを抱える児童生徒にとって、教職員の存在が安心できる身近な大人となるように努めることは必要不可欠です。当事者は、自分の悩みを秘匿しておきたい場合があることを踏まえ、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整えていきます。そのためには、まず教職員が性的指向や性自認にかかわる正しい知識をもち人権感覚を備え、性別にかかわるからかいや心ない言動を見聞きしたときにはその言動を差別として認識し、迅速に指導できるようにします。

※1 どの性別を好きになるかならないか ※2 自分の性別をどのようにとらえているか

2 いじめについての学校の目標

学校の教育目標 「知徳体の調和のとれた人間性豊かな生徒の育成をめざす。」

- | | | |
|----------------------------------|---------------------------------|------------------------------------|
| <input type="radio"/> 自ら学ぶ力をつけよう | <input type="radio"/> 心豊かな人になろう | <input type="radio"/> たくましい体力をつくろう |
|----------------------------------|---------------------------------|------------------------------------|

をもとに取り組み、いじめについての学校の目標を「いじめをしない、させない、見逃さないを理念に、全校体制で実効性のある組織（「いじめ防止対策組織」）を活用して取り組む」とする。この目標の達成に向け①「児童生徒の居場所づくりと絆づくり」、②「いじめを許さないという意識の徹底」、③「いじめを助長させない大人の意識」、④「いじめ問題に対する地域連携」、⑤「児童生徒のわずかな異変にきづく敏感な感性」、⑥「相談しやすい雰囲気づくり」、⑦「組織で対応する教職員集団づくり」の7点を意識していきます。

3 いじめの対応

① 迅速で慎重な事実確認

児童生徒のいじめの疑いを認知した場合、教職員はいじめられている児童生徒の立場に立って、受容的な姿勢で話を聞き、迅速に対応します。いじめに対する関係児童生徒の認識にはそれぞれ「ずれ」があることを理解した上で、伝聞情報に惑わされないよう、慎重に事実の確認を行います。

② 児童生徒の安全確保

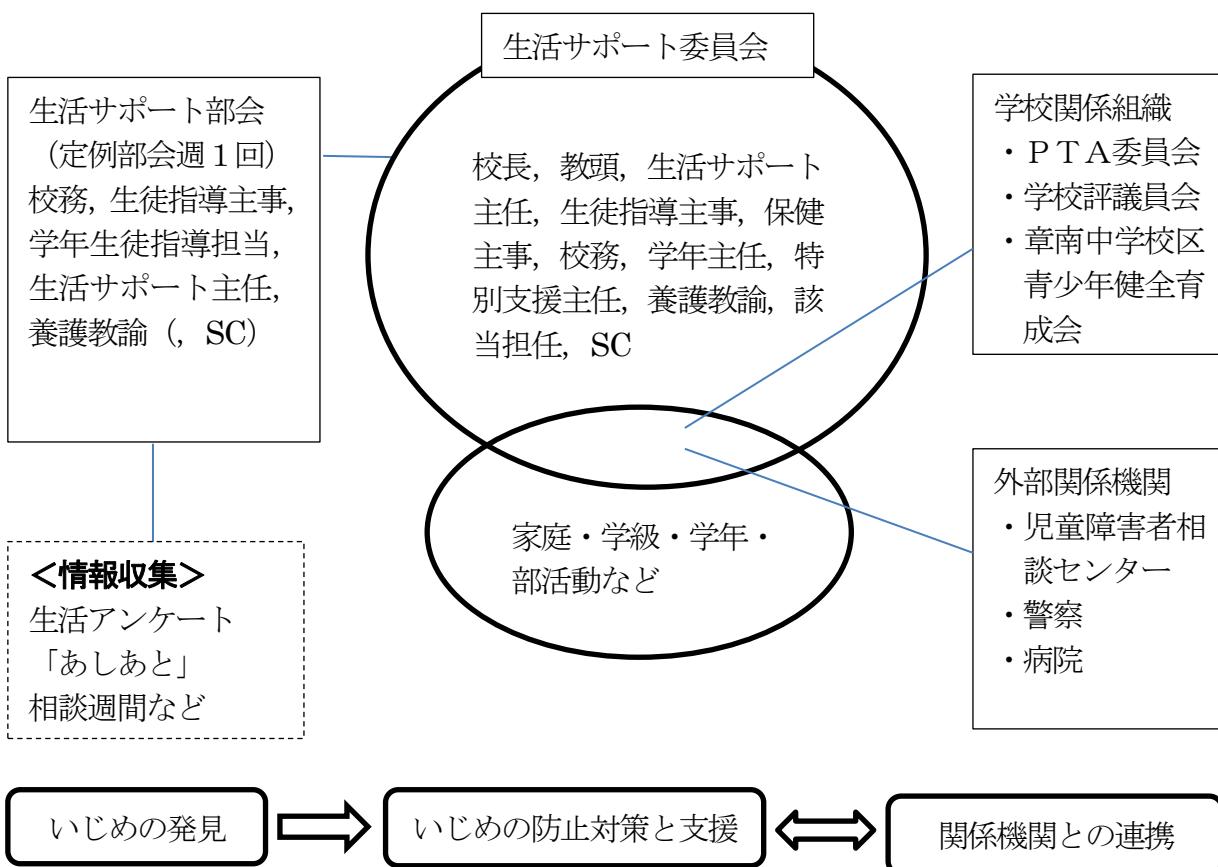
いじめられている児童生徒といじめの行為を相談してきた児童生徒の安全を最優先することを心がけて対応します。特に、いじめを相談したことにより、いじめがエスカレートしたり、新たないじめが起きたりしないよう、よりきめ細かな見守りを継続的に行います。

いじめは加害者と被害者が入れ替わって、いじめをした児童生徒が逆にいじめられることがあり得るため、いじめた側にも十分配慮して対応します。

③ 組織的な対応

いじめに関わった児童生徒からの聞き取りは、「いじめ防止対策組織」で分担するなど組織的に対応を行います。普段から、教職員一人ひとりが、いじめを把握した場合の対処について共通理解をしておくとともに、小委員会を各学校で設けるなどして、組織的かつ迅速な対応を可能とする体制を整備します。

【いじめ防止対策組織】



「生活サポート」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・生徒指導だよりや学校新聞、ホームページ等を通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、生活サポート委員会を中心に学校体制で迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。（いじめ防止対策組織を活用する）
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。（生徒指導記録に担任が記録する）

④ 家庭への情報提供

確認できた事実については、該当する児童生徒の保護者に対して迅速に伝えることを原則とし、いじめられている児童生徒の保護者には、今後の指導方針について説明責任を果たすとともに、指導のプロセスや結果について報告します。

⑤ 警察との連携の徹底

いじめが犯罪行為、あるいはその疑いがあると認められるとき、もしくは重大な被害が生じる恐れのあるときは、教育的な配慮や被害者の意向を踏まえた上で、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めなければなりません。また、保護者に対して、このことをあらかじめ周知しておくことも必要です。警察との日常的な情報共有・相談体制を構築するため、学校・警察双方において、連絡窓口となる担当職員の指定を徹底しなければなりません。

4 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

【資料1】いじめ防止年間指導計画

【資料2】いじめ早期発見・対応マニュアル

【資料3】チェックリスト

（1）いじめの未然防止の取り組み

ア 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりをすすめる。

イ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。（エンカウンターの活用）

エ 情報モラル教育を推進し、児童生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。(携帯ネットモラル教室の実施)

(2) いじめの早期発見の取り組み

ア 生活アンケート(いじめを含む)を月1回実施し、「あしあと」への記述や日常の会話などを含めて生徒の小さなサインを見逃さないように努める。また、全生徒を対象とした教育相談を定期的に(3か月に1度程度)実施し、必要に応じて適宜実施する。記名式と無記名式は半々で実施。

イ 担任は、生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。毎日の生活日記(あしあと)指導を通して、生徒が困っていることを把握する。

ウ 相談室を整備し、生徒が相談しやすい環境を整える。

エ 外部の相談窓口の紹介、周知を図る。

(3) いじめに対する措置 最低3ヵ月は要観察。本人・保護者への確認をもっていじめ解消とする

ア いじめの発見・通報を受けたら「生活サポート委員会」を中心に組織的に対応する。

イ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。

○被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。全職員が共通理解のもと、生徒の様子を観察し、経過報告・情報交換していく。心のケアについては、スクールカウンセラー等を活用してすすめる。不登校の傾向が見られる場合は、関係機関と連携をとる。

○加害児童生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。家庭と協力し、関係機関と連携をとって、指導・支援を行い、経過観察をする。

ウ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。(学級・学年集会)

エ ネット上のいじめへの対応については必要に応じて警察署等とも連携して行う。

5 重大事態への対応

【いじめ重大事態とは】

・いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合
生命・心身・財産重大事態(法第28条第1項第1号)

・いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
不登校重大事態(同条第2項)

○第1号生命・心身・財産重大事態については、いじめ又はその疑いが確認された場合、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する必要があります。例えば、以下のような場合が考えられます。

・児童生徒がいじめ自殺を企図した場合・精神性の疾患を発症した場合
・身体に重大な傷害を負った場合・金品等に重大な被害を被った場合
・いじめにより転学等を余儀なくされた場合

○第2号不登校重大事態における「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえて年間30日を目安としますが、日数だけでなく、個々の状況等を十分把握した上で判断

します。ただし、児童生徒が一定期間連續して欠席しているような場合には、上記目安にかかるわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

なお、いじめを受けて重大事態に至ったという申し立てが児童生徒や保護者からあつたときは、重大事態が発生したものとして扱います。

【いじめ重大事態の基本的な対応】

(1) いじめの重大事態発生から調査開始

学校に在籍する児童生徒に重大事態が発生した場合、重大事態に適切に対処し、同じことが繰り返されることのないよう、速やかに調査を行います。

- ① 学校は重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告します。教育委員会は、その旨を市長に報告します。(法第30条第1項)
- ② 教育委員への報告を迅速に行うとともに、対処方針を決定する際は、教育委員会を招集します。
- ③ 教育委員会は、その事案について調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断します。
- ④ 被害者児童生徒及び保護者に対して、調査方針の説明を行います。
- ⑤ 加害者児童生徒及び保護者に対して、調査方針の説明を行います。

(2) 重大事態調査の実施

学校又は教育委員会は、事実関係を明確にするための調査を行います。

(法第28条第1項)

なお、調査委員は、当該事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者であることに留意します。

学校が調査の主体となる場合

学校に設置された「いじめ防止対策組織」を母体とし、「学校いじめ防止基本方針」にしたがって調査を行います。

教育委員会は、必要な情報の提供や指導、支援を行います。

教育委員会が調査の主体となる場合

速やかに「いじめ問題調査委員会」を招集し、事実関係を明確にするための調査を行います。

調査にあたっては、重大事態にいたる要因となつたいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、どこで、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど、客観的な事実関係を可能な限り網羅的に明確にします。

学校及び教育委員会においては、たとえ不都合な事態があったとしても、事実にしつかり向き合い調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組みます。

【いじめを受けた児童生徒からの聞き取りが可能な場合】

いじめを受けた児童生徒から情報を十分に聞き取るとともに、必要に応じて在籍児童生徒や教職員に対し質問紙調査や聞き取り調査を行います。一方、いじめを行つた児童生徒にも聞き取りを行い、双方の聞き取り内容に基づき、事実を特定します。

【いじめを受けた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合】

いじめを受けた児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聞き取るとともに、今後の調査について迅速に当該保護者と協議し、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査により、できる限り多くの情報を集め、客観的な事実を明らかにします。

(3) 重大事態調査結果の説明・報告

学校又は教育委員会は、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒・保護者に対して説明します。また、いじめを受けた児童生徒等に説明した方針に沿つていじめを行った児童生徒・保護者も対しても説明します。

(4) 重大事態調査結果の公表検討

公表するか否かについては、学校の設置者及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することになります。個人情報保護法や情報公開条例等に基づいた対応を行った上で特段の支障がなければ、公表することが望ましいとされています。

【いじめ重大事態調査完了後の対応】

(1) いじめを受けた児童生徒への支援

重大事態に関わるいじめを受けた児童生徒は、心身ともに大きな傷を負っていることが考えられることから、まず、当該児童生徒の心の安定、身体の安全を確保することに全力で取り組みます。その後、心身に負った傷の回復に向けて支援するとともに、安心して学校生活を送ることができるように支援します。

- ・登校できていない場合には、家庭を訪問して、学級担任や養護教諭、スクールカウンセラー等によって、心情を粘り強く丁寧に傾聴します。
- ・いじめに関わる事実関係を明らかにするための聞き取りを丁寧に行い、解決に向けて、当該児童生徒の意向を踏まえながら、望ましい解決方法をとともに検討します。
- ・安心して生活できる場や時間などの、学習・生活環境を確保します。
- ・不安を取り除き、心の安定を確保するために、スクールカウンセラーや臨床心理士による心のケアを行います。

(2) いじめを受けた児童生徒の保護者への対応

当該児童生徒の保護者については、重大ないじめを受けたわが子の心身に対する心配や、わが子が重大ないじめを受けたことに対する怒り、いじめを行った児童生徒やその保護者への不信感などを、強く抱いていることが考えられます。このような保護者の心情を察しながら、当該児童生徒の心身の安定に努め、対応や支援を行います。

- ・学校の管理下で重大事態が発生した場合は、事実を真摯に受け止め、対処に向けて最善を尽くすことを伝えます。
- ・受けたいじめに関わる事実や、児童生徒の心身の状況について丁寧に説明します。
- ・いじめの解決に向けて、保護者の意向を丁寧に聞き取り、望ましい解決方法をともに検討します。
- ・当該児童生徒の支援を行いながら、「いじめ防止対策組織」で専門医療機関等への受診が必要と判断された場合には、保護者に受診を勧めます。
- ・保護者自身が不安を抱いている場合、教育相談員や臨床心理士の活用を勧めるなど、市の相談窓口を通じて関係機関との連携を図ります。

(3) いじめを行った児童生徒への指導

いじめを行った児童生徒に対しては、その行為が決して許されない行為であることを十分認識させ、決して繰り返さないよう指導します。その際、いじめを受けた児童生徒の立場になり、相手の心の痛みを推測されることによって、自己の行為の重大さを実感させ、深い反省の上に立って再発防止を自ら誓うことができるようになります。また、スクールカウンセラーや臨床心理士による面談も受けさせながら、本人の心の弱さを受け

止め、心情に寄り添いながら指導することにより、本人の心からの反省を促すとともに、その後の学校生活への前向きな姿勢を引き出していくきます。

(4) いじめを行った児童生徒の保護者への対応

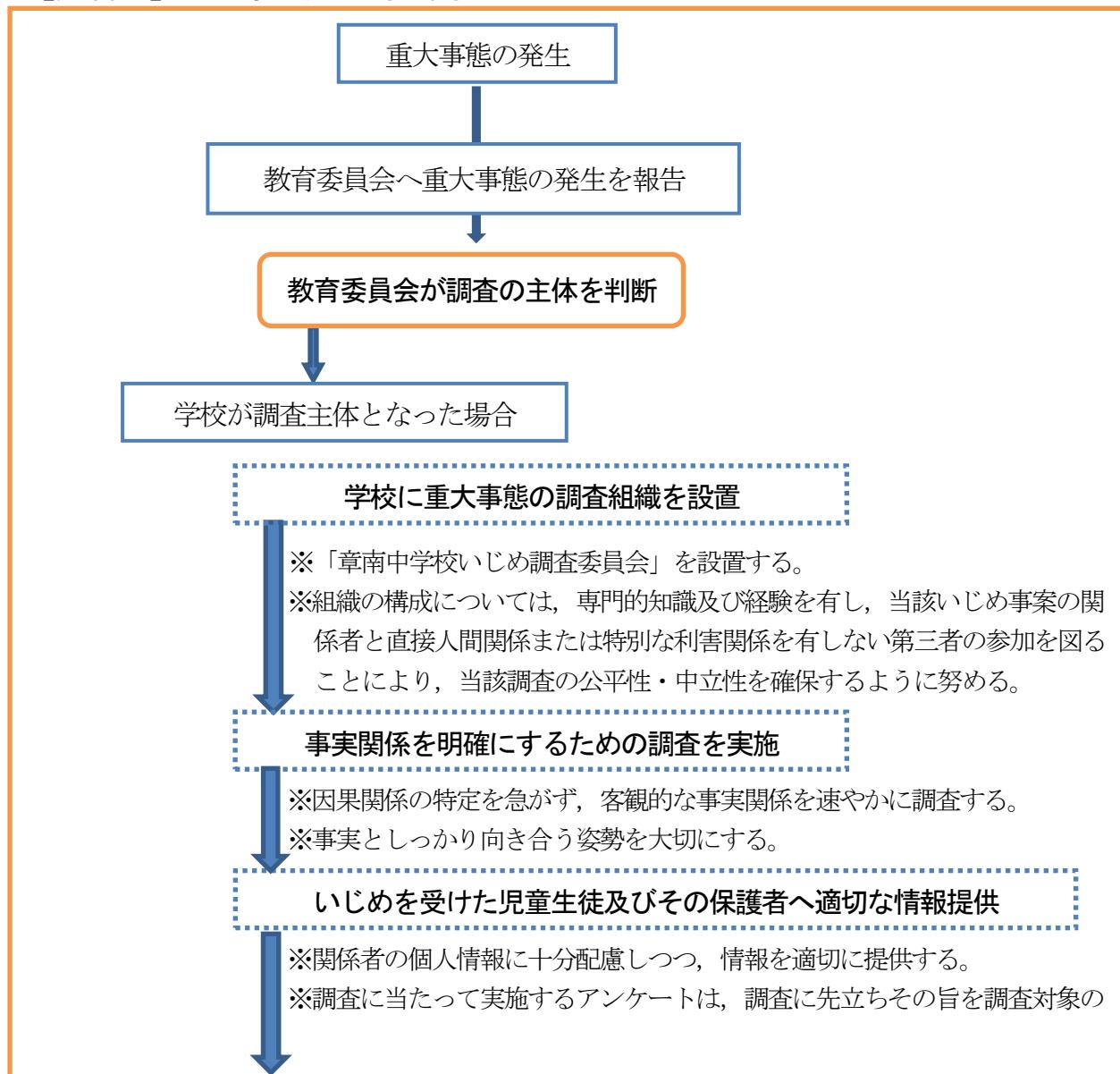
当該児童生徒の保護者に対しては、いじめに関する一連の事実を丁寧に伝え、その行為の重大さを当該児童生徒とともに認識してもらうことで、解決に向けた道筋を示して保護者の協力を求めます。

その後、児童生徒への接し方や保護者としての役割について、適切に助言します。

(5) 落ち着いた学校生活を取り戻すための対応

事案の重大性を踏まえ、教育委員会においては、学校と連携の下、児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討するなど、必要な対応を行います。また重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者、地域にも不安や動搖が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もあります。学校及び教育委員会は、児童生徒や保護者への心のケアと、落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、情報発信の際には、プライバシーへの配慮に留意した対応を行います。

【資料4】重大事態発生時の調査対応図



在校生や保護者に説明をする。

調査結果を教育委員会に報告

※希望があれば、いじめを受けた児童生徒または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

調査結果を踏まえた必要な措置

※調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取り組みを検討し、実施する。

※当該加害・被害児童生徒・保護者へのケア・見守りの継続。

※再発防止に向けた取り組みを行う。

6 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、RPD CAサイクル (RESEARCH→PLAN→DO→CHECK→ACTION)で見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価を年に2回実施（7月、12月）し、生活サポート委員会でいじめに関する取り組みの検証を行う。

7 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「章南中学校いじめ防止基本方針」は年度当初にホームページ上で公開する。
- (3) 長期休業の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止や早期発見に取り組む。